

Vietnamese

# Business & Law

月刊 ベトナム法令・ビジネス情報

ニュース

2013年07月

内容

ページ

## I. 2013年07月01日より有効となる付加価値税及び個人所得税の申告方法

- |               |   |
|---------------|---|
| 1. 付加価値税の申告方法 | 1 |
| 2. 個人所得税の申告方法 | 1 |

## II. 個人所得税

- |  |   |
|--|---|
| 1. 政府は、個人所得税法及び改正個人所得税法の一部の詳細説明及び実施ガイドラインに関する政令Decree 65/2013/ND-CP号を2013年6月27日付で発行した。 | 2 |
| 2. 労働契約を締結していない、又は労働契約期間が3ヶ月未満である労働者の個人所得税について   | 3 |
| 3. 扶養者の税コードの発行   | 3 |

## III. その他

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 長期投資損失引当金の計上について        | 3 |
| 2. 遅延納税額の分割払いについて          | 4 |
| 3. 納税遅延のため罰金の確定            | 4 |
| 4. 社会保険料の計算根拠となる月給の上限額引き上げ | 4 |



I-GLOCAL  
incubate the next

I-GLOCAL CO., LTD.  
IGL AUDIT CO., LTD (“IGLA”)

“IGLA” is a group audit firm of IGL GROUP

Hanoi – R.1206, 12<sup>th</sup> Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam Tel: +84 4 2220 0334  
HCMC – 14<sup>th</sup> Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam Tel: +84 8 3827 8096

### Key Contacts

(Japanese) **Yusuke Kaburagi** (蕪木): yusuke.kaburagi@i-glocal.com  
**Yoshinao Nagai** (永井): yoshinao.nagai@i-glocal.com

**Takayuki Jitsuhara** (實原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

(HCM Office) **Vo Tan Huu** : vo.tan.huu@i-glocal.com  
**Nguyen Thai Hoan** : nguyen.thai.hoan@i-glocal.com

**Tran Nguyen Trung** : tran.nguyen.trung@i-glocal.com  
**Vu Lam** : lam.vu@iglaudit.com

(Hanoi Office) **Nguyen Quynh Nam** : nam.nguyen@iglaudit.com  
**Ta Huong Ly** : ta.huong.ly@i-glocal.com

**Nguyen Thi Thu Huyen** : huyen.nguyen@iglaudit.com  
**Nguyen Thi Loan** : nguyen.thi.loan@i-glocal.com

**IGLA**  
IGL AUDIT CO., LTD



## I. 2013年07月01日より有効となる付加価値税及び個人所得税の申告方法

### 1. 付加価値税の申告方法

2013年11月20日付で国会は、税務管理法の一部を修正及び補足する改正法を承認した。当該税法は2013年7月1日より有効となり、現在関連政令及び関連通達の発行を待っているところであるが、2013年6月28日付で財務省はオフィシャルレターOfficial Letter 8355/BTC-TCT号を発行した。その主な留意点は付加価値税の四半期申告である。

#### a. 付加価値税（VAT）四半期申告の対象：

直近の暦年一年間の商品販売・サービス提供による売上額が200億ドン以下の企業は、VAT四半期申告制度を適用しなければならない。営業を開始したばかりで直近の暦年一年間の売上がまだない場合には、月次で申告を行わなければならない。当該新設企業は、暦年一年間の売上が計上された時点で翌暦年三年間に月次あるいは四半期のどちらで申告するかを判断する。VATを月次あるいは四半期のどちらで申告するかについては各企業で判断しなければならない。

また、企業がVAT四半期申告制度の対象である場合、最初の四半期申告は2013年第3四半期となる。当該第3四半期の申告期限は2013年10月30日である。企業はVAT四半期申告の対象であるが、月次申告したい場合、税務局に通知書を送付する必要がある。当該通知書の送付期限は2013年7月のVAT月次申告書提出期限（2013年8月20日）である。

#### b. VAT四半期申告の適用期間：

月次あるいは四半期の申告方法は、暦年3年間継続して適用される。2013年7月に決定した申告方法は、2013年7月1日から2016年12月31日

までの期間、継続して適用しなければならない。

#### c. 直近の暦年一年間の商品販売・サービス提供による売上額：

当該売上額は、直近の暦年一年間において税務局に提出されたVAT申告書に明記された総売上額である。総売上額はVAT課税売上及びVAT非課税売上から成る。

### 2. 個人所得税（PIT）の申告方法

2013年7月より以下のケースに対する個人所得税は月次申告（期限：翌月の20日）から四半期申告（期限：翌四半期に該当する月の30日）に変更される。

#### a. 納税者が税務局へ直接申告を行うケース（外国人が外国の本社から給与を受け取る場合）

#### b. 企業が源泉徴収を行い、かつ税額が5,000万VND以下であるケース

詳細について2013年7月22日付政府発行の政令83/2013/ND-CP及び2013年6月28日付財務省発行のオフィシャルレター8355/BTC-TCTをご参照ください。

## II. 個人所得税

### 1. 政府は、個人所得税法及び改正個人所得税法の一部の詳細説明及び実施ガイドラインに関する政令Decree 65/2013/ND-CP号を2013年6月27日付で発行した。

その主な留意点は以下の通りである。

#### a. ベトナム居住者の条件の一つである住居賃貸契約期間が延長される。

居住者（個人所得税の課税対象）とは、下記各号の何れかに該当する者である。

- 一 暦年年度中及び入国日から起算して連続12ヶ月以内に延べ183日以上ベトナムに滞在している者





フォローして参ります。)

2013年7月1日前に登録された扶養者については、引き続き扶養控除される。当該扶養者の税コードは、税務局が2013年度個人所得税申告確定時点に発行する。

### III. その他

#### 1. 長期投資損失引当金の計上について

財務省は、引当金の計上及び利用の施行ガイドラインに関する通達 Circular 228/2009/TT-BTC 号の第 5 条第 2 項の修正・補足となる通達 Circular 89/2013/TT-BTC 号を 2013 年 6 月 28 日付で発行した。本通達によると、企業は有限責任会社や合弁会社などの法人に投資し、被投資法人が赤字になる場合、払込資本金及びその他長期投資額(「その他長期投資」の定義は当通達上規定がありません。「その他長期投資」の定義については、引続き本ニュースレターでフォローして参ります。)に対して、投資企業は引当金を計上する必要がある。

具体的には、投資前の計画通りに赤字になる場合以外で、被投資法人の純資産額が払込資本金総額を下回った場合、投資企業は払込資本金に対して引当金を計上する必要がある。

長期投資損失引当金は以下の通りに算定される。  
 長期投資損失引当金 = (被投資法人の払込資本金総額 - 被投資法人の純資産額) x (投資企業の払込資本金額/被投資法人の払込資本金総額)

同通達は 2013 年 7 月 26 日より有効となる。

#### 2. 遅延納税額の分割払いについて

2013 年 7 月 22 日付で政府は、税務管理法及び改正税務管理法の一部の詳細な規定及び施行ガイドランスに関する政令 Decree 83/2013/ND-CP 号を発行した。その留意点の一つは遅延納税額の分割

払いについての規定である。詳細は、以下のとおりである。

税務機関に強制的に遅延納税額を徴収される納税者は、当該遅延納税額を一回で支払えない場合、以下の条件を全て満たせば、遅延納税額を分割払いできる。

- 金融機関からの保証を有すること。
- 遅延納税額及び遅延利息の分割払い計画及び遅延納税額の月次分割額について誓約書を有すること。

当該分割払いの期間は、税務機関から発行された遅延納税額の強制的徴収に係る決定書上の徴収期間初日から最大 12 ヶ月である。

当該納税者は上記の誓約書に違反する場合、保証人となっている金融機関は、当該納税者の代わりに当該遅延納税額及び遅延利息を支払わなければならない。

上記規定以外の、本政令に関するその他留意点については、次号以降の本ニュースレターで取り上げます。

本政令は 2007 年 5 月 25 日付政令 Decree 85/2007/ND-CP 号及び 2010 年 10 月 28 日付政令 Decree 106/2010/ND-CP 号に代わり、2013 年 9 月 15 日より有効となる。

#### 3. 社会保険料の計算根拠となる月給の上限額引き上げ

内容	7月1日前	7月1日後
遅延日数の確定	祝日を含まない	祝日を含める
遅延利息の計算	0.05%/日	・遅延日数が 90 日以内 : 0.05%/日 ・遅延日数が 90 日以上 : 0.07%/日



なお、7月1日以前に納税を遅延している場合、7月1日以降は上記の原則に従い遅延日数及び遅延利息が計算される。

(2013年6月28日付の財務省発行のオフィシャルレター8355/BTC-TCTより)

#### 4. 社会保険料の計算根拠となる月給の上限額引き上げ

2013年7月1日より基礎月給額(旧:一般最低賃金)が1,050,000 VND から 1,150,000 VND へ引き上げられる。

(2013年6月27日付政府発行の政令66/2013/ND-CPより)

それに伴い、社会保険料の計算根拠となる月給上限額(一般最低賃金の20倍相当額)が21,000,000 VND から 23,000,000 VND へ引き上げられることとなる。